

特定非営利活動法人チャイルド・ファンド・ジャパン
理事監事顧問等規程

(目的)

第1条

この規程は、特定非営利活動法人チャイルド・ファンド・ジャパン（以下「法人」という）定款に基づき、理事、監事および顧問の報酬ならびに費用、旅費、慶弔見舞金、退任慰労に関する必要な事項を定めることを目的とする。

(報酬)

第2条

役員報酬は、無報酬とする。

2 専門性により理事に業務委託等をする場合は、利益相反取引に考慮して、当理事を加えずに理事会の決議あるいは理事間の確認を行うものとする。

(交通費の支給)

第3条

理事、監事および顧問が理事会および理事長主催会議等に出席する場合には 都度 2,000 円を現金により支給する。

2 前項にかかわらず、遠方に所在する理事、監事および顧問が理事会および理事長主催会議等に出席する場合には、交通実費および宿泊実費を支給できるものとする。

(旅費)

第4条

理事、監事および顧問が理事長または副理事長の委嘱により職務のため出張をしたときには、法人の旅費規程に基づき、旅費を支給する。

(慶弔見舞金)

第5条

理事、監事および顧問の慶弔見舞に関しては、以下の基準で支給する。

	事由	金額
結婚祝金	本人の結婚	30,000 円
弔慰金	本人の死亡	100,000 円
	配偶者の死亡	30,000 円
	父母子女の死亡	20,000 円
	弔慰金を支給するとともに弔電及び2万円相当の供花を行う。	
傷病見舞金	本人が1か月以上の入院	10,000 円
	事情により見舞品の支給に代える。	

(退任慰労)

第6条

理事、監事および顧問の退任にあたって、退任慰労金は支給しない。ただし、理事会が法人に対する功労が大なると判断した場合、理事長の決定により支給することがある。

(改廃)

第7条

この規程の改廃は、総会の決議を経て行う。

(補則)

第8条

この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(付 則)

- 1 この規程は、2015年4月1日から施行する。
- 2 この規程は、2015年6月10日総会において承認された。
- 3 2018年10月12日 改定
- 4 2022年4月1日 改定(報酬)

特定非営利活動促進法第54条第2項第3号に定める事項を記載した書類

法人名	特定非営利活動法人 チャイルド・ファンド・ジャパン	事業年度	2022年4月1日～ 2023年3月31日
-----	------------------------------	------	--------------------------

1 資金に関する事項 [①収益の源泉別の明細、借入金の詳細その他の資金に関する事項]

※ 丸数字は、特定非営利活動促進法第54条第2項第3号に定める事項の詳細について規定している特定非営利活動

(1) 収益の源泉別の明細

収益源泉の内訳	金額
受取会費	294,000 円
受取寄付金	240,502,836 円
受取寄付金振替額	46,384,651 円
受取補助金	1,981,570 円
受取助成金等振替額	128,495,175 円
受取利息	6,764 円
雑収入	3,276,124 円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
合 計	420,941,120 円

(2) 借入金の明細

借入先	金額
なし	円
	円
	円
	円
	円
合 計	円

(3) その他

なし

3 寄附者に関する事項 [④寄附者（役員、役員の親族等で、当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上であるものに限る。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日]

氏 名	寄 附 金 額	受 領 年 月 日
なし	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	

4 役員等に対する報酬又は給与の状況〔⑤イ 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況(口を除く。)、口 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額〕

役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係にある者^(注1)(以下「役員等」という。)に対する報酬又は給与の支給について記載してください。

(注1)「役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係にある者」とは次の者が該当します。

- ① 役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族
- ② ①の者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- ③ ①の者の使用人及び使用人以外の者で「役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族」から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
- ④ ②又は③に掲げる者の配偶者若しくは三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている者

イ 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況(口を除く。)

氏名	職名	法人との関係 (注2)	報酬・給与の 区 分	支給期間等	支給金額
なし					

(注2) 注1の①～④の内容を具体的に記述します。

ロ 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額

集計期間	2022年4月1日～2023年3月31日	
給与を得た職員の総数	左記の職員に対する給与総額	
17人	90,865,417円	

別紙1 (役務の提供)

取引先の氏名等	法人との関係	役務の提供の内容	役務の提供年月日	対価の額 (円)	その他の取引条件等
		業務委託	2022年4月1日～2023年3月31日	1,800,000	契約書に基づく。
		弁護士顧問料支払い	2022年4月1日～2023年3月31日	396,000	契約書に基づく。
		講師謝礼受取り	2022年4月14日	41,000	先方の基準による。
		講師謝礼受取り	2022年4月18日、 2022年7月11日	27,280	先方の基準による。
		講師謝礼受取り	2022年4月27日	10,230	先方の基準による。
		講師謝礼受取り	2022年5月10日、 2022年6月22日	30,000	先方の基準による。
		講師謝礼受取り	2022年5月23日～ 2022年6月20日	36,000	先方の基準による。
		講師謝礼受取り	2022年6月17日	5,000	先方の基準による。
		講師謝礼受取り	2022年6月23日	17,050	先方の基準による。
		講師謝礼受取り	2022年6月24日～ 2022年6月25日	5,000	先方の基準による。
		講師謝礼受取り	2022年7月13日	30,000	先方の基準による。
		植木剪定作業料支払い	2022年9月12日～ 2022年9月14日	153,600	請求書に基づく
		講師謝礼受取り	2022年9月27日	20,460	先方の基準による。
		講師謝礼受取り	2022年9月28日	17,050	先方の基準による。
		講師謝礼受取り	2022年10月17日	5,000	先方の基準による。
		講師謝礼受取り	2022年10月18日	10,000	先方の基準による。
		講師謝礼受取り	2022年11月18日	30,580	先方の基準による。
		講師謝礼受取り	2023年1月12日	20,000	先方の基準による。
		講師謝礼受取り	2023年1月23日	10,000	先方の基準による。
		講師謝礼受取り	2023年1月25日	30,000	先方の基準による。

別紙 2

7 海外への送金等に関する事項 [⑦海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び用途並びにその実施日]

実施日	使 途	金 額 (円)
2022/04/15	■■■■ 宿泊費・手当	100,000
2022/04/20	スリランカ スポンサーシップ 3月分	1,020,800
2022/04/28	ネパール スポンサーシップ 支援事業費	6,493,000
2022/04/28	ネパール 支援事業費	45,451,000
2022/05/11	インドネシア 支援事業費	6,566,500
2022/05/11	ラオス 支援事業費	6,566,500
2022/05/13	ウクライナ 緊急 支援事業費	2,705,000
2022/05/13	■■■■ 宿泊費・手当	100,000
2022/05/20	スリランカ スポンサーシップ 4月分	1,110,400
2022/05/20	■■■■ 給与	■■■■
2022/06/10	■■■■ 宿泊費・手当	100,000
2022/06/17	スリランカ スポンサーシップ 5月分	1,011,200
2022/06/17	フィリピン スポンサーシップ 支援事業費	26,854,000
2022/06/20	■■■■ 給与	■■■■
2022/07/08	■■■■ 宿泊費・手当	100,000
2022/07/15	ネパール スポンサーシップ 支援事業費	2,832,432
2022/07/20	フィリピン スポンサーシップ 支援事業費	27,836,000
2022/07/20	スリランカ スポンサーシップ 6月分	1,049,600
2022/07/20	■■■■ 給与	■■■■
2022/07/29	フィリピン コンサルタント費	182,024
2022/08/10	■■■■ 宿泊費・手当	100,000
2022/08/19	スリランカ スポンサーシップ 7月分	937,600
2022/08/19	■■■■ 給与	■■■■
2022/08/31	ネパール 支援事業費	20,950,500
2022/08/31	ネパール 支援事業費	30,945,704
2022/09/09	■■■■ 宿泊費・手当	100,000
2022/09/09	■■■■ 宿泊費・手当	263,500
2022/09/20	スリランカ スポンサーシップ 8月分	1,017,600
2022/09/30	フィリピン コンサルタント費	279,750
2022/09/30	アライアンス分担金	1,822,625

実施日	使 途	金 額 (円)
2022/10/20	フィリピン スポンサーシップ 支援事業費	30,198,000
2022/10/20	スリランカ スポンサーシップ 9月分	1,052,800
2022/10/21	シンポジウム参加者経費精算	419,703
2022/10/31	シンポジウム参加者経費精算	251,603
2022/11/18	スリランカ スポンサーシップ 10月分	1,068,800
2022/12/09	フィリピン コンサルタント費	120,376
2022/12/20	ネパール 支援事業費	9,975,427
2022/12/20	スリランカ スポンサーシップ 11月分	1,222,400
2022/12/20	フィリピン コンサルタント費	327,680
2022/12/20	■■■■ 給与	■■■■
2023/01/11	ベトナム 支援事業費	735,967
2023/01/13	■■■■ 立替精算	160,000
2023/01/20	■■■■ 給与	■■■■
2023/01/20	スリランカ スポンサーシップ 12月分	1,651,200
2023/01/31	アライアンス分担金	1,643,250
2023/02/01	フィリピン コンサルタント費	187,980
2023/02/06	フィリピン コンサルタント費	29,760
2023/02/15	フィリピン コンサルタント費	61,985
2023/02/20	スリランカ スポンサーシップ 1月分	1,177,600
2023/02/20	■■■■ 給与	■■■■
2023/03/02	フィリピン コンサルタント費	30,240
2023/03/02	■■■■ 宿泊費・手当	212,500
2023/03/09	フィリピン コンサルタント費	170,377
2023/03/10	スリランカ 支援事業費	1,440,000
2023/03/10	ウクライナ 緊急 支援事業	4,364,400
2023/03/14	フィリピン コンサルタント費	62,238
2023/03/14	■■■■ 立替支払い	93,640
2023/03/20	スリランカ スポンサーシップ 2月分	1,049,600
2023/03/20	■■■■ 給与	■■■■
2022/09/09	■■■■ 宿泊費・手当	263,500

認定基準等チェック表 (第3表)

(初葉)

法人名	特定非営利活動法人 チャイルド・ファンド・ジャパン	チェック欄
-----	---------------------------	-------

- 3 運営組織及び経理に関して次に掲げる基準に適合していること
- イ 従業員の総数のうちに次の者の数の占める割合がそれぞれ3分の1以下であること
- (1) 役員及びその親族等
 - (2) 特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等
- ロ 各社員の表決権が平等であること
- ハ 会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けていること、又は帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存について青色申告法人に準じて行われていること
- ニ 支出した金銭の費途が明らかでないものがある等の不適正な経理が行われていないこと

○

イ

区分	項目	役員数	最も人数が多い「親族等」のグループの人数	割合 (②÷①)	最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等」のグループの人数	割合 (④÷①)
		①	②	③	④	⑤
①	2021年4月1日～ 2022年3月31日	11人	0人	0%	3人	27.2%
②	年月日～年月日	人	人	%	人	%
③	年月日～年月日	人	人	%	人	%
④	年月日～年月日	人	人	%	人	%
⑤	年月日～年月日	人	人	%	人	%
⑥	年月日～年月日	人	人	%	人	%
⑦	年月日～年月日	人	人	%	人	%
申請時		人	人	%	人	%

(注1) 各欄の人数等は、第3表付表1「役員の状況」から転記してください。
 (注2) ③及び⑤については、小数点以下第2位を切り捨てた数値を記載してください。

ロ

各社員の表決権が平等である	①	②	③	④	⑤	⑥	申請時
上記を証する書類の名称とその内容等	はい	はい	はい	はい	はい	はい	はい
「定款第28条に各正会員の表決権は平等なもの」とすると規定	いいえ	いいえ	いいえ	いいえ	いいえ	いいえ	いいえ

(注意事項)

- ・ 認定基準等チェック表(第3表)は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、上記ロの記載の必要はありません。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、添付を省略することができます。

ハ							
項 目	(a)	(b)	(c)	(d)	(e)	(f)	申請時
会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている	(はい) いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ
帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている	(はい) いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ

㊦ 該当する項目を○で囲み、監査証明書又は第3表付表2「帳簿組織の状況」を添付してください。

二							
項 目	(a)	(b)	(c)	(d)	(e)	(f)	申請時
費途が明らかでない支出がある、帳簿に虚偽の記載がある等の不適正な経理の有無	有・無 (無)	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

(注意事項)

認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

「認定基準等チェック表」(第3表) 記載要領

項 目	記 載 要 領	注 意 事 項
イの各欄	区分欄の「(a)～(f)」の各欄には、実績判定期間の各事業年度（又は各年）を記載します。 第3表付表1「役員の状況」を記載して、「(1)」、「(2)」及び「(4)」の各欄に該当する人数を転記します。	
ロの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 「上記を証する書類の名称とその内容等」欄には、例えば、「定款（又は会則）第○条に『各正会員の表決権は、平等なものとする』と規定」のように記載します。	「上記を証する書類の名称とその内容等」欄には証する書類の内容を文言のとおりに記載します。
ハの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 なお、「(a)」から「(f)」については、イに記載する各期間（「(a)」から「(f)」）を示したものです。	① 「会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている」の「(はい)」に「○」した場合には監査証明書を添付してください。 ② 「帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている」の「(はい)」に「○」した場合には、第3表付表2「帳簿組織の状況」を記載し添付してください。
二の各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 なお、「(a)」から「(f)」については、イに記載する各期間（「(a)」から「(f)」）を示したものです。	

記載要領の補足

○ 二において、「費途が明らかでないもの」とは、法人が費用として支出した金額のうち、その費途を確認することができないものをいい、法人が名目に関わらず支出した金銭でその費途が明らかでないものが、これに当たります。なお、意図的にその支出先を明らかにしない支出がある場合も、当然に「費途が明らかでないもの」があることになり、認定を受けることはできません。

役員 の 状 況

第3表付表1

法人名	(特活)チャイルド・ファンド・ジャパン	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	申請時
役員数		11人	人	人	人	人	人	人
(1) 最も人数が多い「親族等」のグループの人数		0人	人	人	人	人	人	人
(2) 最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者並びにこれらの者の親族等」のグループの人数		3人	人	人	人	人	人	人

役員 の 内 訳										
氏名	住所	職名	続柄等	就任等の状況						就任・退任 年月日
				㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	
長山 信夫		理事		○						2018年6月17日就任 2022年6月16日退任
福嶋 美佐子		理事		○						2013年10月11日就任
原島 博		理事		○						2005年3月7日就任 2022年6月16日退任
小澤 淳一		理事		○						2012年6月1日就任
鷺見 八重子		理事		○						2018年2月9日就任 2022年6月16日退任
高橋 潤		理事		○						2018年6月17日就任
岡田 昭人		理事		○						2018年6月17日就任
伊藤 悟		理事		○						2022年6月17日就任
藤井 明子		理事		○						2022年6月17日就任
古屋 治雄		理事		○						2022年6月17日就任
御牧 由子		理事		○						2022年6月17日就任
松浦 宏二		理事								2022年6月17日就任
脇屋 元		監事		○						2013年10月11日就任
向山 功		監事		○						2018年6月17日就任

帳簿組織の状況

第3表付表2

法人名	特定非営利活動法人 チャイルド・ファンド・ジャパン		
伝票又は帳簿名	左の帳簿等の形態	記帳の時期	保存期間
総勘定元帳	会計ソフト (PCA) 使用 ルーズリーフ	1ヶ月ごと	10年
振替伝票	会計ソフト (PCA) 使用 ルーズリーフ	都度	10年
寄附金入金伝票	エクセル使用 ルーズリーフ	毎日	10年
小口現金出納伝票	エクセル使用 ルーズリーフ	1ヶ月ごと	10年
固定資産台帳	会計ソフト (PCA) 使用 ルーズリーフ	1年ごと	10年
仕訳日記帳	会計ソフト (PCA) 使用 ルーズリーフ	1ヶ月ごと	10年
補助元帳	会計ソフト (PCA) 使用 ルーズリーフ	1ヶ月ごと	10年
貸金台帳	給与ソフト (弥生給与) 使用 ルーズリーフ	1ヶ月ごと	7年
Trialbalance (ネパール事務所試算表)	エクセル使用 ルーズリーフ	都度	10年

(記載要領)

- ・ 「伝票又は帳簿名」欄は、例えば「入金伝票」、「出金伝票」、「振替伝票」、「現金出納帳」、「総勘定元帳」などのように記載します。
- ・ 「左の帳簿等の形態」欄は、「単票」、「ルーズリーフ」、「装丁帳簿」などのように記載します。
- ・ 「記帳の時期」欄は、「随時」、「毎日」、「一週間ごと」のように記載します。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した内容に変更がないときは、添付を省略することができます。

認定基準等チェック表 (第4表)

(初葉)

法人名	特定非営利活動法人 チャイルド・ファンド・ジャパン						チェック欄
4 事業活動に関して次に掲げる基準に適合していること イ 宗教活動又は政治活動等を行っていないこと ロ 役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益を与えないこと、役員等又は役員等が支配する法人と当法人との間の資産の譲渡等に関して特別の利益を与えないこと、役員等に対し役員の選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えないこと、及び営利を目的とした事業を行う者、上記イの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対し寄附を行わないこと ハ 実績判定期間における事業費の総額のうち特定非営利活動に係る事業費の額の占める割合が80%以上であること ニ 実績判定期間における受入寄附金総額の70%以上を特定非営利活動の事業費に充てていること							○
イ							
項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	申請時
宗教の教義を広め、儀式を行い、及び信者を教化育成する活動	有・ <input checked="" type="checkbox"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対する活動	有・ <input checked="" type="checkbox"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対する活動	有・ <input checked="" type="checkbox"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
ロ							
項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	申請時
役員の職務の内容、職員に対する給与の支給の状況、当法人とその活動内容及び事業規模が類似する他の法人の役員に対する報酬の支給の状況等に照らして、当法人の役員に対する報酬の支給として過大と認められる報酬の支給その他役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益の供与の有無	有・ <input checked="" type="checkbox"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
役員等又は役員等が支配する法人に対しその対価の額が当該資産のその譲渡の時における価額に比して著しく過少と認められる資産の譲渡その他役員等又は役員等が支配する法人と当法人の間の資産の譲渡等に関して特別の利益の供与の有無	有・ <input checked="" type="checkbox"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
役員等に対し役員の選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益の供与の有無	有・ <input checked="" type="checkbox"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
営利を目的とした事業を行う者及びイの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対する寄附の有無	有・ <input checked="" type="checkbox"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

(注意事項)

- ・ 「認定基準等チェック表(第4表)」は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、「認定基準等チェック表(第4表(次葉))」(ハ及びニ)の記載及び添付の必要はありません。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、添付を省略することができます。

認定基準等チェック表（第5表）

法人名	特定非営利活動法人チャイルド・ファンド・ジャパン	チェック欄				
<p>5 次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させること</p> <p>イ 特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等、役員名簿及び定款等（個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの）</p> <p>ロ 各認定基準等に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類</p> <p>ハ 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類</p> <p>ニ 役員報酬又は職員給与の支給に関する規程</p> <p>ホ 収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項その他一定の事項等を記載した書類</p> <p>ヘ 助成の実績を記載した書類</p>		○				
<p>次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させることに同意する。</p> <p>※閲覧に関する細則（社内規則）等がある場合には、その細則（社内規則）等を添付してください。</p>		<table border="1"> <tr> <td>同</td> <td>意</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><input checked="" type="checkbox"/></td> <td style="text-align: center;"><input type="checkbox"/></td> </tr> </table>	同	意	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
同	意					
<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>					
イ	<p>① 事業報告書等（事業報告書、財産目録、貸借対照表、活動計算書、年間役員名簿、社員のうち10人以上の者の氏名及び住所又は居所を記した書面）</p> <p>② 役員名簿</p> <p>③ 定款等（定款、認証書の写し、登記事項証明書の写し）</p> <p>※いずれも認定基準の対象となるのは、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの</p>					
ロ	各認定基準等に適合する旨を説明する書類、欠格事由に該当しない旨を説明する書類					
ハ	寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類					
ニ	前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程					
ホ	<p>次の事項を記載した書類</p> <p>① 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項</p> <p>② 資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項</p> <p>③ 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の多い上位5者との取引 ・ 役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係のある者との取引 <p>④ 寄附者（役員、役員の配偶者若しくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上であるものに限り。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日</p> <p>⑤ 役員等に対する報酬又は給与の状況</p> <ul style="list-style-type: none"> a 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況（bに係る部分を除く。） b 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項 <p>⑥ 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日</p> <p>⑦ 海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日</p>					
ヘ	助成金の支給を行った場合に事後に所轄庁に提出した書類の写し					

（注意事項）

- ・ 認定基準等チェック表第5表は、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時に記載及び添付する必要があります。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、添付の必要はありません。

認定基準等チェック表（第6、7、8表）

法人名	特定非営利活動法人 チャイルド・ファンド・ジャパン
-----	---------------------------

認定基準等チェック表（第6表）

6 実績判定期間を含む各事業年度の特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等を同法第29条の規定により所轄庁に提出していること	チェック欄				
特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等の所轄庁への提出の有無					
①	②	③	④	⑤	⑥
有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

認定基準等チェック表（第7表）

7 法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実がないこと	チェック欄					
法令に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実の有無						
①	②	③	④	⑤	⑥	申請時
有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
注・認定基準等チェック表（第7表）は、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時に記載及び添付する必要があります。						

認定基準等チェック表（第8表）

8 申請書を提出した日を含む事業年度の初日において、その設立の日以後1年を超える期間が経過していること	チェック欄				
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>事業年度</td> <td>月 日 ~ 月 日</td> <td>設立年月日</td> <td>年 月 日</td> </tr> </table>		事業年度	月 日 ~ 月 日	設立年月日	年 月 日
事業年度	月 日 ~ 月 日	設立年月日	年 月 日		

(注意事項)

- ・ 法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時に当たっては、認定基準等チェック表（第6表及び第8表）は、記載する必要はありません。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、認定基準等チェック表（第6表及び第8表）の記載の必要はありません。また、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

欠格事由チェック表

法人名	特定非営利活動法人 チャイルド・ファンド・ジャパン	チェック欄
認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の基準にかかわらず、次のいずれかの欠格事由に該当する法人は認定、特例認定又は認定の有効期間の更新を受けることができません。 1 役員のうち、次のいずれかに該当する者がある場合 イ 認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は特例認定特定非営利活動法人が特例認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該認定特定非営利活動法人又は当該特例認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しないもの ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者 ハ 特定非営利活動促進法若しくは暴力団員不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法204条等 ^(注1) 若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者 ニ 暴力団の構成員等 ^(注2) 2 認定又は特例認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人 3 定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人 4 国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人 (認定、特例認定及び認定の有効期間の更新の申請時には、所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書の添付が必要となります)。 5 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人 6 次のいずれかに該当する法人 イ 暴力団 ロ 暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人		○

1	役員のうち、次のいずれかに該当する者の有無	
イ	認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は特例認定特定非営利活動法人が特例認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該認定特定非営利活動法人又は当該特例認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しない者の有無	有・ <input type="checkbox"/> 無
ロ	禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無	有・ <input type="checkbox"/> 無
ハ	特定非営利活動促進法若しくは暴力団員による不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法第204条等若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無	有・ <input type="checkbox"/> 無
ニ	暴力団の構成員等の有無	有・ <input type="checkbox"/> 無

2	認定又は特例認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人	はい・ <input type="checkbox"/> いいえ
---	-----------------------------------	----------------------------------

3	定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人	はい・ <input type="checkbox"/> いいえ
---	---------------------------	----------------------------------

4	国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人	はい・ <input type="checkbox"/> いいえ
添付書類	認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の申請時に、上記4に係る所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書を添付すること (注1) その他の事務所がある場合は、その他の事務所所在の滞納処分に係る納税証明書も添付すること (注2) 役員報酬規程等提出書には添付不要	

5	国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人	はい・ <input type="checkbox"/> いいえ
---	---	----------------------------------

6	次のいずれかに該当する法人	
イ	暴力団	はい・ <input type="checkbox"/> いいえ
ロ	暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人	はい・ <input type="checkbox"/> いいえ